

下野市配偶者等からの暴力対策基本計画 進捗状況報告書【全事業】

令和2年3月31日現在

○策定の経緯

配偶者等からの暴力（DV）対策については、平成25年に策定した基本計画に基づき、各種施策を推進してきました。平成30年3月31日をもってその計画期間が満了となったため、平成29年度に関係機関・関係各課との検討・協議や、策定組織である男女共同参画推進委員会において意見調整を行い、現計画を策定しました。

令和2年度末の現計画期間終了に向け、次期計画は**第三次男女共同参画プランと一体的に策定する**ことで、各種施策を総合的に推進していく事を予定しています。

【参考】前回改定時の変更点

・第1章

- 2 計画の位置づけ（P2）
関連計画として男女共同参画プランの隣に「下野市人権教育・啓発推進行動計画」を追加しました。
- 4 用語の定義（P3）2行目後半～5行目
法改正に基づく文言の追加と、被害者がLGBTなど性的少数者の場合もあり得ることを含めた表現としました。
【追加】（生活の本拠を共にする交際相手、恋人など親密な関係にある（又はあった）異性間、同性間パートナーも含まれます。）
- 7 下野市における現状と取組（P6）1～2行目
（本市では、平成20年3月策定の男女共同参画プラン・平成28年3月策定の第2次男女共同参画プラン及び平成25年3月策定の配偶者等からの暴力対策基本計画に基づき、）
第二次男女共同参画プラン名、DV計画を追加しました。

・第2章

- 基本目標Ⅱ DV被害者の支援体制づくり（P12）最下段
1. 相談体制の充実
【追加】（3）配偶者暴力相談支援センターの設置に向けての情報収集を行い内容の充実を図る。
県の第三次DV対策基本計画に基づく市町村における設置の働きかけを受けて盛り込みました。
- 基本目標Ⅲ DV対策の推進体制づくり（P14）
1. 推進体制の整備
（2）関係機関との連携体制の整備
【追加】関係機関と定期的な会議・研修の開催を通じて連携の促進をはかります。
関係機関の要請に基づき、連携が必要とされる庁内各課のほか、外部組織との連携を促進することが狙いです。
- DV被害者支援の流れ（P15）
保育所・幼稚園に加えて、認定こども園を追加

基本目標Ⅰ DV防止の意識づくり

施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	平成31（令和元）年度			令和3～7年度（次期計画）	
				事業の内容	工夫して取り組んだ点	問題点・今後の課題	目標	今後の方向性
DV防止に向けた対策の充実	(1) 家庭、地域、職場、学校における啓発	広報紙やホームページ、チラシなどを活用した啓発を行います。	市民協働推進課（全課）	【市民協働推進課】 内閣府、栃木県発行のチラシや市発行の情報紙を各イベントにおいて配布し、啓発を行った。 ホームページの「男女共同参画キーワード集」においてDVについて解説している。 下記啓発イベントでDV防止啓発パネルを展示した。 ・6月 男女共同参画週間パネル展 ・7月 男女共同参画のつどい（映画上映） ・11月 男女共同参画推進セミナー	6月における男女共同参画週間の際には市内3カ所でパネル展示を行ったうえで、チラシや情報紙の配布に努めた。	職場・学校における啓発として、市内企業や小中学校へ啓発イベントの案内を行ったが、来場しなくとも効果があるような啓発方法を検討する。	市民を対象とした啓発イベントで理解を呼び掛けていくとともに、市内事業者に広報物の配布協力を呼び掛け、働く人々の意識啓発を図る。	継続
				【こども福祉課】 ホームページ、チラシ、子育てハンドブックにDVホットラインの案内を掲載した。	配偶者だけの問題ではなく、子どもにとって著しく害があることを啓発した。	DVホットラインを知っている市民の割合が令和2年度の目標値25%に対し、令和元年度の現状値14.3%と下回っている。周知方法を検討し、より多くの市民に伝える必要がある。	下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合を25%以上にする。	継続
				【市民協働推進課】 平成30年より配布開始しているDV防止啓発カードを活用し、各公共施設、関係機関に配布し幅広い層へ啓発が行えるよう努めた。また、DV相談担当課と連携し、対象者に情報が届きやすくなるよう配慮した。	名刺サイズ6面のカードに、デートDVやDVの種類等について紹介するとともに、相談先や避難時の持ち物など、具体的な対応策に繋がるような内容を多く掲載している。	医療機関等、公共機関以外にもカードの補充や配布拡大を行う。	カード配布先を拡充し、情報を必要としている方へ届くよう配慮する。	継続
				【こども福祉課】 こども福祉課窓口等においてリーフレットを配布し周知啓発を行った。	目に触れやすい場所で広く周知した。	DVホットラインを知っている市民の割合が令和2年度の目標値25%に対し、令和元年度の現状値14.3%と下回っている。周知方法を検討し、より多くの市民に伝える必要がある。	下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合を25%以上にする。	継続
				【市民協働推進課】 男女共同参画推進委員や相談を受ける機会が多い人権擁護委員と協力し、DV防止啓発カードをふくしフェスタや男女共同参画のつどい等、イベント会場での啓発活動に利用した。	DVについて分かりやすいカードを作成し、幅広い層への啓発に努めるとともに、住民の困りごと相談に対応する委員にDV防止啓発カードの利用を提案した。	人権擁護委員や男女共同参画推進委員以外の組織、団体への啓発が課題である。	セミナーや啓発物の配布を行い、DVに関する正しい知識と相談先の知名度向上に努める。	継続
				【こども福祉課】 身近な相談先として民生委員児童委員協議会定例会において相談窓口の周知を行った。	各地区の民生委員に相談窓口と対応している職員を知ってもらう機会とした。	DVホットラインを知っている市民の割合が令和2年度の目標値25%に対し、令和元年度現状値は14.3%と下回っている。周知方法を検討し、より多くの市民に伝える必要がある。	下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合を25%以上にする。	継続
				【市民協働推進課】 デートDVに関する情報が掲載されたDV防止啓発カードを、各公共施設、関係機関、病院や薬局等に設置を依頼することで、幅広い層へカードを通して啓発が行えるよう努めた。 成人式会場に、啓発カードやプラン概要版を設置し周知した。	成人式のような若年層が集まる場所での啓発の機会を狙った。	若年層への啓発の機会が少ない。	駅や商業施設など、人が集まる施設のトイレ等に設置協力を要請し、周知率を高める。	継続
				【市民協働推進課】 人権擁護委員と協力し、12月の人権週間にあわせて、たいらや自治医大店で啓発活動を行った。「人権教育・啓発推進行動計画」の進捗管理のほか、県人権担当課・法務局・人権擁護委員等の関係機関と情報共有を行い、DVプランとの連動した啓発活動に努めた。	DV防止啓発カードやパーブリボン運動の啓発品を人権擁護委員の啓発活動に提供している。	本計画と男女共同参画プランとの一体化により、人権教育・啓発推進行動計画との連動も再確認が必要。	人権教育・啓発推進行動計画の男女の項目等も鑑み、男女共同参画推進委員会において検討を行う。	継続
				【学校教育課】 南河内第二中学校で、市人権教育全体研修会を実施した。 参加：市内小・中学校教職員16名	研究協議では、異校種や男女教職員混合の班を編成し、人権問題についての意見交換や情報交換の場を設けた。	教職員一人一人が様々な人権問題について理解を深め、意識を高められるよう、研修内容を工夫していく必要がある。	研修会を通して、男女共同参画への意識向上につながる「様々な人権問題」への理解を深めることができた教員の割合：100% ※研修の振り返りより算出	継続
				【生涯学習文化課】 (1) 人権教育講演会の開催 日時：11月30日（土） 参加者：225名 内容：「明日、笑顔になあれ～夜回り先生からのメッセージ」 講師：花園大学客員教授 水谷 修氏 (2) 市民人権講座の開催（全3回） ①日時：12月3日（火） 参加者：31名 内容：「犯罪被害者の人権についてあなたに知ってほしいこと」 講師：公益社団法人被害者支援センターとちぎ 事務局長 和氣 みち子氏 ②日時：12月10日（火） 参加者：38名 内容：「部活動と人権問題～生徒と教師がともに幸せになるために～」 講師：早稲田大学スポーツ科学学術院 中澤 篤史氏 ③日時：12月17日（火） 参加者：27名 内容：「考えてみよう、在日外国人の人権」 講師：下都賀教育事務所 山口健一 社会教育主事/マンディブ・チャットリ（ネパール出身）	毎年、広く市民に対して人権意識を啓発するため、昨今の社会課題となっている様々な人権問題に焦点をあて、講演会・講座を実施している。今年度はDV防止に重点を置いたテーマとはならなかった。	DV防止は重要な人権問題のひとつであるが、人権問題は非常に幅が広く、必ずしも内容がDV防止の意識づくりに関するものになり得ない。逆にDV防止の意識づくりのみに重点を絞ってしまうと、他の人権問題の学習機会を減少させることにもなりかねないのが現状である。	今後も、社会課題に応じた人権問題を積極的にテーマとして取り上げていき、その中でDV防止の視点からも取り上げられるものがあるれば、講座・講演会のテーマとしていく。	継続

基本目標Ⅱ DV被害者の支援体制づくり

施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	平成31（令和元）年度			令和3～7年度（次期計画）	
				事業の内容	工夫して取り組んだ点	問題点・今後の課題	目標	今後の方向性
相談体制の充実	(1) 相談窓口の周知	広報紙、市ホームページ、メール配信等様々な媒体を活用して相談窓口を広く周知します。	市民協働推進課 こども福祉課	【市民協働推進課】 市作成のDV防止啓発カードや県作成のJKビジネス防止啓発カード、男性の為の電話相談カードを、各公共施設トイレや授乳室、成人式や男女啓発イベント会場などに設置し、関係機関に配布した。人権週間に併せ、広報しもつけ12月号に人権相談の案内を掲載した。	カードにはデートDVやDVの種類等について紹介するとともに、相談先や避難時の持ち物など、具体的な対応策に繋がるような内容を多く掲載している。初回配布以降、申し出をいただいた病院や薬局などへカード補充を行っている。	啓発物の設置範囲を拡大し、情報を必要としている方に届くよう工夫が必要である。	引き続き医療機関や商業施設等にも積極的に協力を呼び掛け、設置を促す。	継続
			こども福祉課	【こども福祉課】 ホームページ、広報紙で相談窓口を周知した。DV相談カードを関係施設に配布した。	様々な媒体を活用して相談窓口を周知した。	DVホットラインを知っている市民の割合が令和2年度の目標値25%に対し、令和元年度の現状値14.3%と下回っている。周知方法を検討し、より多くの市民に伝える必要がある。	下野市女性相談（DV）ホットラインを知っている市民の割合を25%以上にする。	継続
	(2) 窓口対応の向上	相談員及び担当職員は、各種研修へ積極的に参加して、相談技術の向上や専門知識の習得を図ります。	こども福祉課	【こども福祉課】 婦人相談員と保健師を中心に各種研修会に参加した。 ・婦人保護業務関係職員研修会（第1回～5回） ・母子父子自立支援員等研修会（5～10月、計3回） ・養育費相談支援研修（9月、1月） ・性暴力を考える講座（7月、8月）	各種研修会に参加するとともに、過去の記録の確認をすることで経験を補い、適切な支援ができるよう努めている。	とくになし	各種研修会に参加しスキルアップを目指すとともに、2人体制での面接により、適切で幅のある支援ができるよう努める。	継続
保護体制の充実	(1) 関係機関との連携	とちぎ男女共同参画センター（一時保護所）、警察、民間シェルターと連携し、被害者の状況に関する情報共有を図り、被害者とその子どもの円滑な一時保護につなげます。	こども福祉課 安全安心課 高齢福祉課	【こども福祉課】 婦人相談員と保健師を中心に会議や講座に参加し関係機関の連携に努めた。 ・下野警察ネットワーク会議（11月） ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業説明会（2月）	関係機関と連携を図ることで、要保護者への迅速な一時保護や被害者の防止が図られている。令和元年度から男女共同参画センターを要保護児童対策地域協議会の委員に委嘱した。	今後も関係機関と情報共有しながら連携していく。	関係機関と連携を図り、被害者とその子どもを迅速かつ円滑に一時保護につなげる。	継続
			こども福祉課	【安全安心課】 被害者の相談体制を確保して、警察や被害者支援センターといった関係機関と連携の上、情報を発信し、漏れのない被害防止に繋げる。 ・下野警察署被害者支援連絡協議会の参加（11月） ・下野警察署相談ネットワーク会議の参加（11月） ・犯罪被害者週間栃木大会の参加（11月）	被害者のニーズの把握し確実な支援へと繋げるため、警察及び被害者支援センターとの連携を強化し、相談体制を確保した。	漏れがなく確実な被害防止を図るため、さらなる関係機関との連携強化に努める必要がある。	県等が主催する担当者研修会に参加するなどして、担当者の被害者支援業務の理解を含め、強い相談体制を確保する必要がある。	継続
			こども福祉課	【高齢福祉課】 65歳以上のDVは、高齢者虐待防止法の対象となるため、必要時、関係機関との連携を図った。	地域包括支援センターと相談及び連絡調整しやすい関係を築くことができた。	各関係機関との円滑な相談及び連絡調整できる関係の構築。	高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会の継続開催（令和元年度は新型コロナウイルス感染症対策により中止）	継続
保護体制の充実	(2) 一時保護者への支援	とちぎ男女共同参画センター（一時保護所）まで同行するとともに、助言を行い、速やかな一時保護につなげます。	こども福祉課	【こども福祉課】 必要時、とちぎ男女共同参画センターの助言を仰ぎながらケース支援に取り組むとともに、連携して被害者に対する安全確保に努めた。 令和元年度 1件（一時保護）	とちぎ男女共同参画センター、生活保護担当者等と連携を図り、一時保護から自立への第一歩につながった。	支援を必要とする対象者の希望をどこまで聞き入れるべきか、その都度、検討を重ねる必要がある。	加害者から逃れ、安全な生活が送れるように支援する。	継続

施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	平成31（令和元）年度			令和3～7年度（次期計画）	
				事業の内容	工夫して取り組んだ点	問題点・今後の課題	目標	今後の方向性
自立支援の充実	(1) 被害者の生活再建に向けた支援	被害者の生活実態を把握したうえで、生活資金や健康保険の取扱い、住所の変更等について、関係課と連携し、迅速・円滑に対応します。	こども福祉課 社会福祉課 市民課	【こども福祉課】 面接により状況を把握し、必要に応じて健康保険や住所閲覧制限等について、連携し対応した。DV被害女性の同伴児童においても、手当受給等で不利益にならないよう迅速に対応した。	必要な関係部署と連携をとり対応することができた。	支援を必要とする対象者の希望をどこまで聞き入れるべきか、その都度、検討を重ねる必要がある。	被害者の意向を確認しながら、安心して生活が送れるよう、必要な手続き等の支援ができるよう取り組む。	継続
				【社会福祉課】 要保護世帯の被害世帯に対する生活扶助等の支援を行った。	関係課との連携を強化し情報の共有化を図った。	既に要保護として支援を受けている世帯のほかに、相談したいのにサポートに繋がっていない、その他の複数の原因により制度の利活用を希望できないといった状況下にある潜在需要が考えられる。	関係各課との情報共有を密に行い、継続・新規対象者ともに各種支援の適正な活用を促す。	継続
				【市民課】 住民基本台帳事務における支援措置業務において、こども福祉課をはじめ、税証明を発行する税務課、下野警察、そして被害者の従前および転出先住所地、本籍地の市町村とも連携をとり対応した。また、被害者のうち年金加入者および受給者へは、情報保護申込についてのリーフレットを配布した。	担当職員の異動時にも的確に対応できるようマニュアルを整備し、また支援措置担当職員が不在の際には担当以外の職員でも受付できるように、グループ内でマニュアルを共有した。	グループ内でマニュアルは共有していたが、実際は限られた職員が対応にあたっていた。また支援措置希望者の中には、状況により支援措置制度の利用が効果的でない方や、制度対象とならない方もいるため、聞き取りや十分な制度説明が必要となる。相談途中で連絡がつかなくなってしまう方も多かった。	マニュアルを更に整備し、受付はグループ全員が可能となるよう対応を強化する。	改善・見直し
	(2) 就労に向けた支援	自立した生活を目指す被害者に対し、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携を取りながら、就業活動に必要な情報の提供や自立に向けた支援を行います。	こども福祉課	【こども福祉課】 ハローワークのマザーズコーナーや、社会福祉協議会の事業「ささえーる」を紹介するなど、就労に向けた支援を行った。	来庁相談に至らなかった際は、郵送にて情報提供を行った。	本人の意欲向上に向けた支援の具体的な方法の模索が必要である。	就労等により安定した経済環境を築き、自立できるように支援する。	継続
	(3) 被害者の子どもへの対応	子どもを伴う被害者に対しては、保健師等の専門職と連携して安全確保、心のケアに努めます。	こども福祉課 学校教育課	【こども福祉課】 子どもを伴う被害者の面接には保健師が同伴し、子どもに属する関係機関と連携を図り安全確保や支援に努めた。	子どもが面接場面に同席しないように配慮した。	就学児は学校や学校サポートセンター、児童相談所等との連携を強化する。	被害を受けた児童や保護者が二次障害に至らないよう、安全確保に努める。	継続
				【こども福祉課】 入園申し込み時に詳細な聞き取りをおこない、入園審査において配慮することで子の安全と保護者支援に努めた。	各施設と情報を共有し安全性の確保に努めた。	入園申し込み時に詳細な聞き取りをおこない、入園審査において配慮するなどの対応を継続していく必要あり。	子の安全と保護者支援に努める。	継続
				【学校教育課】 DV避難による区域外就学については、転学先や居住地などの情報を慎重に取扱い、関連情報を知り得る者の範囲を制限する等の配慮を行った。	指導要領など転校に必要な書類の受け渡しを教育委員会を介して行い、学校間の直接連絡を避けた。	DV避難による情報を慎重に取扱い、最大限の配慮をしながら業務を遂行しているが、当人の保護者から情報が漏れる場合が多い。関係諸機関とも連携して、DVブロックについて十分理解していただくようにする。	関係諸機関と連携して、個人情報等、慎重に対応していく。	継続

基本目標Ⅲ DV対策の推進体制づくり

施策	施策の内容	取り組む施策	担当課	平成31（令和元）年度			令和3～7年度（次期計画）	
				事業の内容	工夫して取り組んだ点	問題点・今後の課題	目標	今後の方向性
推進体制の整備	(1) 庁内推進体制の整備	全庁的な組織である市男女共同参画推進本部及び庁内幹事会において、庁内ネットワークの充実を図るとともに、施策管理をとおしてDV対策に関する共通認識と取組の強化を行います。	市民協働推進課 総務人事課 安全安心課 社会福祉課 子ども福祉課 高齢福祉課 健康増進課 農政課 商工観光課 水道課 教育総務課 学校教育課 生涯学習文化課	【市民協働推進課】 4/12幹事会（資料配布による） 6/12本部 下野市配偶者等からの暴力対策基本計画については、庁内男女共同参画推進本部及び幹事会において推進するとともに進捗管理を行っている。	計画の進捗管理に際し、関係課との連携を強化し情報の共有化を図った。	令和2年度は計4回実施し、改訂および事業に関する連絡等を行う必要がある。	引き続き、本部及び幹事会において進捗管理を行う。	継続
	(2) 関係機関との連携体制の整備	関係機関との連携を取り、DV防止のためのネットワークを構築し、市全体でDV対策を推進します。	市民協働推進課（全課）	【市民協働推進課】 下野市配偶者等からの暴力（DV）に関する連絡会議に代えて、下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議に出席し、計画改訂に向け協力要請を行った。今後、計画案に関する意見照会の実施を予定している。	計画の改訂に向け、関係課および機関との連携を強化するため、情報提供への協力を呼びかけた。	計画改訂時に、関係機関から見た課題や改善点を反映させる。	令和2年度に計画案を作成する中で、要保護児童対策地域協議会代表者会議に出席する機関に意見照会を行う。	継続
		関係機関と定期的な会議・研修の開催を通じて連携の促進を図ります。	市民協働推進課（全課）	【市民協働推進課】 会議内容及び出席者の構成を鑑み、下野市要保護児童対策地域協議会代表者会議と併せ意見照会を実施することとした。	今年度は計画の要旨を説明し、次年度の改訂に向け意見照会に協力いただけるよう呼びかけた。代表者会議の場において行うことにより、会議の効率化を図った。	関連機関の持つ情報を施策に反映し、効果的な防止啓発に努める。	意見照会を行った内容について、下野市男女共同参画推進委員会で共有し、計画改訂時に反映させる。	継続